

よりそい

2022年10月 VOL26

待ちに待った「いちご一会とちぎ国体」が10月1日から開催されます。42年ぶりです。野木町では、10月6日から8日までの3日間「ハンドボール」が開催されます。選手・大会関係者・応援の皆様を“おもてなしのこころ”でお迎えしましょう。

ひまわり館では、福祉・保健・介護等の専門職員が皆様の生活のお悩みをお聞きして、解決に向けたご支援をします。お気軽にご相談ください。

野木町総合サポートセンター ひまわり館

開館日：月曜日～土曜日 8:30～17:15

休館日：日曜・祝日・年末年始

住所：野木町大字丸林582番地1

TEL：0280-33-6878

FAX：0280-33-6879



「元気アップ教室」開催中

「いつまでも元気に活動し、家族や友人、地域の人達とつながり、社会参加をしながら毎日を送る」そんな生活は皆さんの願いではないでしょうか。そのためには「フレイル（虚弱）」の予防と対策が大切です。

総合サポートセンターでは、本年度より65歳以上の方を対象に、フレイル予防・認知症予防のために自宅のできる体操等を楽しく学ぶことができる運動教室「元気アップ教室」を開催しています。

教室は、月2回の実施で6か月間継続します。月の1回目は講師の先生によるストレッチや健康体操を、月の2回目は町職員によるフレイル予防の元気体操（DVD動画）を行っています。毎回1時間の実施で、参加者の皆様は、先生の動きにあわせて動きを止めず笑顔で体操に取り組んでいます。

健康維持は「栄養」「運動」「人とのつながり」が重要です。できる取り組みから始め、人生100年時代を健康に過ごしましょう。



元気アップ教室のようす

町では、「フレイル予防の元気体操」DVDの貸し出しや元気アップ教室出前講座（地域の団体にリハビリ専門職が訪問してフレイル予防教室を開催）を実施しています。※「フレイル予防の元気体操」は町ホームページでも動画を公開中です。

なお、次回の参加者募集は令和5年の広報のぎ3月号で行う予定です。

問合せ先：健康福祉課高齢対策係 ☎57-4173

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分になった方を守るための制度です。判断能力が不十分で法律行為を行えない場合に、後見人等が代理で契約や財産の管理などを行い、本人を保護します。



今回は「成年後見人等」を選任するためには、どのような手続きが必要なのかをご説明します♪ここでは「法定後見制度」についてご説明します。

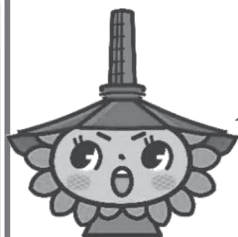
1 申立てに必要な書類の準備

【必要書類】

- 提出書類チェックシート
- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 財産目録およびその資料
- 収支報告書およびその資料
- 後見人等候補者事情説明書
- 親族の同意書
- 診断書
- 診断書の附票
- 本人情報シート
- 本人の戸籍謄本
- 本人の住民票
- 登記されていないことの証明書

【費用】

- 800円分の収入印紙
- 2,600円分の収入印紙
- 3,000円程度の郵便切手



申立ての書類は多くあり、内容も複雑です！まずはご相談ください！
また、必要書類等は家庭裁判所のホームページに掲載されておりますので、必ずご確認ください！

2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所

申立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長です。また、申立ては、本人の住所を管轄する家庭裁判所に行います。野木町を管轄するのは、「宇都宮家庭裁判所栃木支部」（栃木市）です。

3 家庭裁判所による調査



本人の意思を尊重するために、申立て内容について調査が行われることがあります。この調査は、本人に直接意向を確認することや、ご家族や後見人等候補者が適格かなどを家庭裁判所が把握するために行います。

申立ての際に提出した「診断書」とは別に、裁判所が本人の判断能力について、「鑑定」を行うことがあります。診断書の記載や親族からの意見を聞いたうえでも、本人の判断能力を十分に判断できないときに裁判所の鑑定が行われます。



4 家庭裁判所の審判

成年後見人等の選任は、家庭裁判所が本人にとって、もっとも適任な方を選任します。申立人が候補者として推薦した方以外が選任されることもあります。家庭裁判所の判断に**不服申し立てをすることはできません**。

5 審判の内容を法務局に登録する

審判の内容を法務局に登録します。この手続きは、成年後見人等の権限を「登記事項証明書」という書類に明記します。成年後見人等が本人に代わって、介護保険サービスの契約の締結、金融機関での手続きなども、「登記事項証明書」を提示することで相手方にとっても安心して、各種手続きを行うことができます。

法務省

6 成年後見人等の役割とその期間

成年後見人等の役割は、本人の生活を守り、生活に必要なサービスを選択し、契約することです。さらに、本人の収入を把握し、生活費や医療費、介護サービス利用料などを支払い、財産を管理します。また、成年後見人等は年に1度、本人の収支状況等について家庭裁判所に報告をします。



報告

成年後見人等は1度選任されると、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで続きます。

成年後見人等が病気などやむを得ない事情で成年後見人等の解任を希望する際は家庭裁判所の許可が必要となります。





シリーズ

高齢者等のための福祉サービス

5

野木町では、高齢者の方々の日常生活を支援するため、様々なサービスを実施しています。※このコーナーは、シリーズでご案内しています。

地域いこいの場 ひまわり

「地域いこいの場 ひまわり」は、町民の皆様が気軽に立ち寄り、会話や交流を楽しむことができる地域の交流の場所です。

ご自分のペースに合わせて、会話を楽しんだり、レクリエーションに参加したりと自由に過ごしていただくことができます。

サポーターの皆さんのご協力をいただいておりますので、初めての方でも安心です。多くの皆様のお越しをお待ちしています。

開催日時：毎週月曜日・木曜日 10:00～12:00 ※祝日・お盆期間・年末年始は休み

開催場所：総合サポートセンターひまわり館 談話室

内 容：参加者の交流、レクリエーションなど

対 象 者：町内にお住まいの方

参加費：無料

問合せ先：健康福祉課高齢対策係 ☎57-4197

※移動手段がなくお困りの方は、問合せ先までご相談下さい。

他にもサービスがありますので、ご相談ください。



おしえて サンちゃん



町の安全を守る野木町消防団



団長以下139名が
本部
6つの分団
女性消防班
で活躍中

消防署と連携しての消火活動、出水時の水防活動や火災予防広報活動などを行っています。



消防ポンプ車
での消火活動



広報活動

1 2
3 4

2015年9月の関東・東北豪雨
2019年10月の令和元年東日本台風 では

不眠不休で町を守りました。



夜間の活動のようす（令和元年東日本台風）

厳しい訓練を重ね、災害等に備えています。



操法大会のようす
（日頃の訓練の成果です）

消防団の皆さん
ありがとう

